

郡山市人事行政の運営等の状況について

人事行政を運営する上で、公平性と透明性を保つため、「郡山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、本市職員の定数、給与、勤務条件等に関する概要をお知らせします。

本文中の「会計年度任用職員」は、1週間当たりの勤務時間が38時間45分の会計年度任用職員をいいます。1週間当たりの勤務時間が38時間45分未満の会計年度任用職員については、「パートタイム会計年度任用職員」として別途、記載しています。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者の状況

ア 採用試験の結果（令和4年度）

	一次試験			二次試験		三次試験(最終)		倍率	採用者
	申込者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者		
一般行政 A	326	309	80	68	32	29	19	16.3	13
一般行政 B	88	82	18	18	8	8	3	27.3	3
一般行政 C	52	45	20	19	15	15	8	5.6	6
一般行政 (UIJ ターン)	23	23	12	11	6	5	4	5.8	3
一般行政 (デジタル)	6	5	5	5	3	3	2	2.5	1
一般行政 (経験者採用)	3	3	3	3	3	2	2	1.5	2
一般事務(高卒程度)	10	10	4	4	2	1	0		
一般事務(障がい)	22	19	10	9	1		1	19.0	1
土木	21	18	14	14	10	9	7	2.6	4
土木 (経験者採用)	2	2	2	2	2	2	1	2.0	1
農芸化学	1	1	0						
電気・電子	4	4	3	3	3	3	2	2.0	1
獣医師	2	1	1	0	0				
保健師	24	23	10	9	7	6	5	4.6	4
福祉	17	17	5	5	3	3	3	5.7	1
保育士	26	23	12	12	9	9	7	3.3	7
学芸員 (民俗)	4	4	2	2	2	2	1	4.0	1
計	631	589	201	184	106	97	65	9.1	48

(注) 令和4年度に実施した採用試験の結果とその試験により採用した職員数です。

イ 任期付職員の採用試験の結果（令和４年度）

	試験			倍率	採用者
	申込者	受験者	合格者		
一般事務（育任）	9	8	3	2.7	3
保育士（育任）	2	2	2	1.0	2
保健師（育任）	2	2	1	2.0	1
歯科衛生士（育任）	0	0	0	-	0
保健師（４条）	0	0	0	-	0
社会福祉主事（４条）	2	2	0	-	0
一般事務（４条）	1	1	1	1.0	1
手話通訳（一般）	1	1	1	1.0	1
助産師（一般）	5	5	5	1.0	5
看護師（一般）	1	1	1	1.0	1
配偶者同行休業代替任期付職員（土木）	0	0	0	-	0
計	23	22	14	1.6	14

（注）令和４年度に実施した採用試験の結果とその試験により採用した職員数です。

ウ 事由別退職者数

区分	定年	勲奨	普通	死亡	懲戒	合計
市長部局	39	10	10	-	-	59
議会	1	-	-	-	-	1
教育委員会	2	3	-	-	-	5
選挙管理委員会	-	-	-	-	-	0
監査	-	-	-	-	-	0
農業委員会	-	-	-	-	-	0
上下水道局	2	-	-	-	-	2
計	44	13	10	0	0	67

（注）１ 令和４年４月１日から令和５年３月３１日までに退職した職員数です。

２ 退職した職員数は、再任用職員、任期付職員、派遣職員、指導主事、会計年度任用職員を除いた職員数です。

(2) 職員数の推移

ア 部門別職員数の状況

部門	区分	職員数		職員増減数			主な増減理由
		R5	R4	増員数	減員数	増減	
一般行政 部門	議会	16	17		1	▲1	業務体制の見直し
	総務	467	463	4		4	事業推進に伴う増等
	税務	110	110				
	民生	446	445	1		1	育休代替増
	衛生	226	235		9	▲9	業務体制の見直し等
	労働	4	5		1	▲1	業務体制の見直し
	農林水産	94	90	4		4	育休代替増等
	商工	25	25				
	土木	221	223		2	▲2	業務体制の見直し
	小計	1,609	1,613	9	13	▲4	
特別行政 部門	教育	181	180	1		1	事務の民間委託等
	小計	181	180	1		1	
普通会計計		1,790	1,793		3	▲3	
公営企業 等会計 部門	水道	83	100		17	▲17	業務体制の見直し
	下水道	70	53	17		17	業務体制の見直し
	その他	107	105	2		2	全庁課題対応による増
	公営企業等 会計部門計	260	258	19	17	2	
総合計		2,050 [2,488]	2,051 [2,488]	29	30	▲1	

(注) 1 地方公共団体定員管理調査における職員数を記載しています。(会計年度任用職員は含まない。)

2 []内は、条例上の定数の合計です。

3 普通会計とは各地方公共団体の多様な会計範囲を比較・掌握するため、総務省が定めた統一基準により各地方自治体を用いる統計上の会計区分のことです。

4 公営企業会計とは、水道事業会計、工業用水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計及び農業集落排水事業会計のことです。水道事業会計に工業用水道事業会計及び簡易水道事業会計分含み、下水道事業会計に農業集落排水事業会計分含む。5 定員管理上、その他(国民健康保険事業、介護保険事業)は公営企業等会計部門に含まれます。

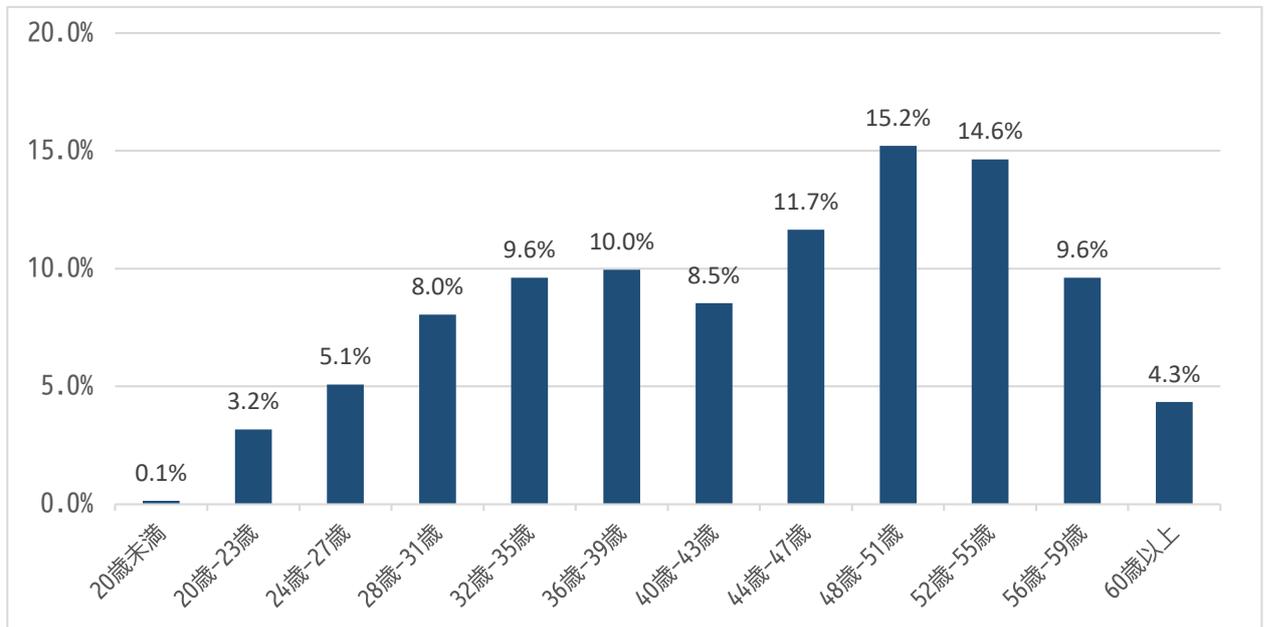
イ 職員数の推移

部門区分	H30	H31	R2	R3	R4	R5
一般行政	1,589	1,582	1,594	1,612	1,613	1,609
教育	204	201	189	184	180	181
普通会計部門計	1,793	1,783	1,783	1,796	1,793	1,790
公営企業等会計部門計	261	256	260	259	258	260
総合計	2,054	2,039	2,043	2,055	2,051	2,050

(注) 地方公共団体定員管理調査における職員数を記載しています。(会計年度任用職員は含まない。)

ウ 年齢別職員構成の状況

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数(人)	3	65	104	165	197	204	175	239	312	300	197	89	2,050



- (注) 1 地方公共団体定員管理調査における職員数を記載しています。(会計年度任用職員は含まない。)
- 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、値の合計が必ずしも100%とならない場合があります。

エ 人口1万人当たりの職員数

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
中核市における 順位	48 市中 10 番目	54 市中 9 番目	58 市中 10 番目	60 市中 9 番目	62 市中 9 番目	62 市中 8 番目
郡山市	55.5	55.05	55.01	55.20	55.88	56.08
中核市	61.86	62.13	62.49	63.30	63.79	64.31

- (注) 1 公営企業等会計部門を除く普通会計での比較です。
 2 中核市における順位は、人口1万人当たりの職員数の少ない順位です。
 3 職員数は、地方公共団体定員管理調査による職員数です。(会計年度任用職員は含まない。)

オ 会計年度任用職員数 (各年4月1日現在)

区分	R4	R5	対前年度増減数
市長部局	121	117	▲4

2 職員の人事評価の状況

職員（会計年度職員を除く）に対しては「業績評価」及び「能力評価」、会計年度任用職員に対しては「能力評価」を実施しています。

令和4年度実施状況

	対象者	実施済	未実施	未実施の事由
人数(人)	2,065	1,958	107	育児休業・療養休暇等
割合	100%	94.8%	5.2%	

(注) 人数は、会計年度任用職員を除く人数です。

3 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況

(ア) 郡山市（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
令和4年度	人 316,383	千円 148,796,156	千円 6,062,721	千円 18,841,617	% 12.7

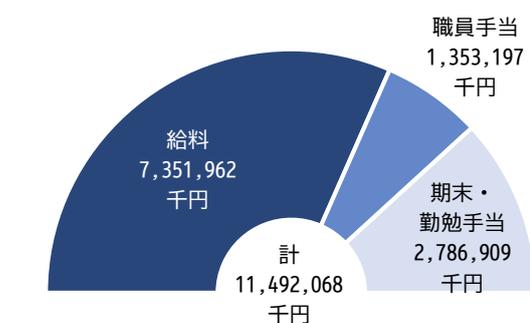
(注) 人件費は、会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員を含む）を含む人件費です。

(イ) 上下水道事業（公営企業会計決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
令和4年度	千円 15,606,051	千円 1,615,070	千円 992,043	% 6.4

(注) 人件費は、会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員を含む）を含む人件費です。

イ 令和4年度職員給与費決算（普通会計）

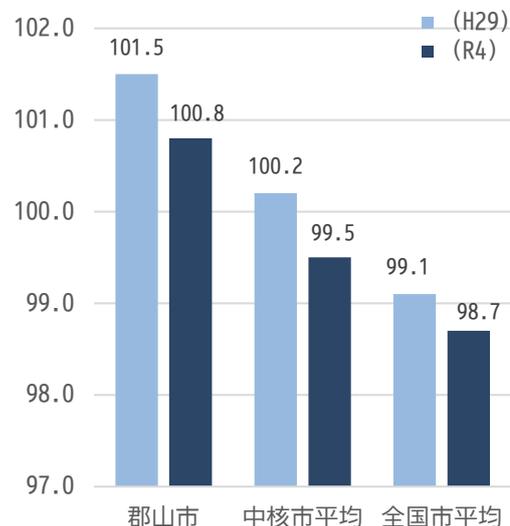


職員数・・・ 1,790人

職員1人当たり給与費・・・6,420千円

ウ ラスパイレス指数の状況

(各年4月1日現在)



(注)ラスパイレス指数とは、国家公務員一般行政職の給与水準を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準を示す指数です。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	一般行政職			技能労務職			企業職（上下水道事業）		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
郡山市	歳 44.2	円 339,321	円 370,104	歳 56.4	円 335,297	円 342,138	歳 46.8	円 354,254	円 385,924
国	歳 42.4	円 322,487	円 404,015	歳 51.2	円 286,942	円 329,178			

(注) 1 「平均給料月額」とは、諸手当を含まない基本給の平均額です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当などを合計した額の平均額です。

3 平均年齢、平均給料月額、平均給与月額は、会計年度任用職員を除いた平均年齢、平均給料月額、平均給与月額です。

イ 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分		郡山市	国
一般行政職	大学卒	196,100円	185,200円
	高校卒	162,400円	154,600円
技能労務職	高校卒	171,300円	151,900円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
一般行政職	大学卒	275,394円	313,806円	356,395円
	高校卒	234,650円	278,400円	331,350円
技能労務職		在職者なし	在職者なし	在職者なし

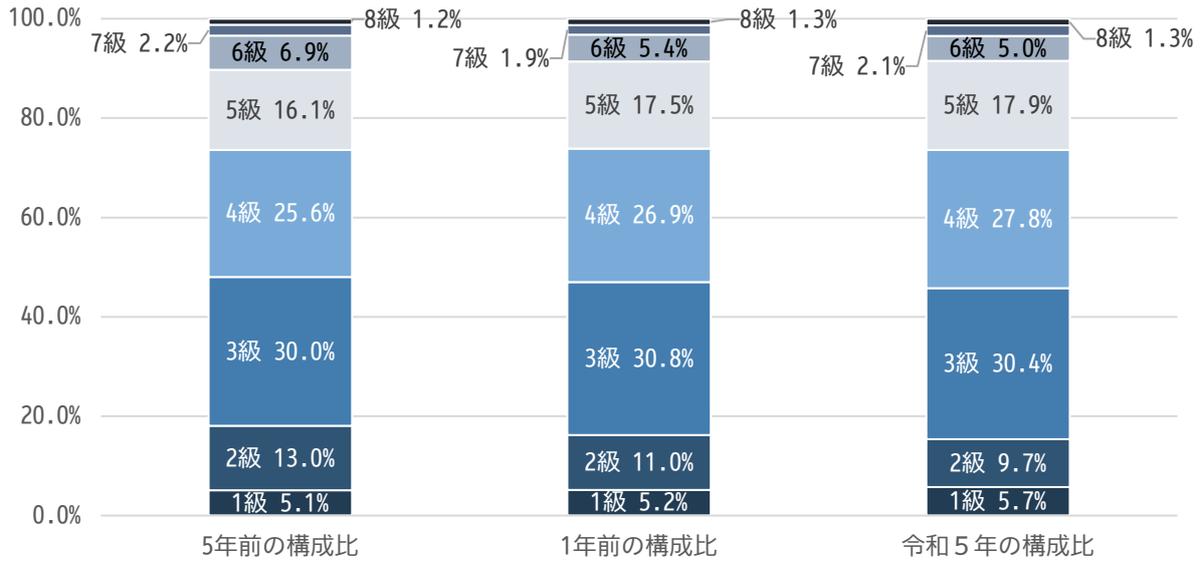
(注) 平均給料月額は、会計年度任用職員を除いた平均給料月額です。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職名	職員数	構成比
1級	主事・技師	72	5.7%
2級	主事・技師	122	9.7%
3級	主査・技査	383	30.4%
4級	係長・主任	351	27.8%
5級	課長補佐・主任主査（技査）	226	17.9%
6級	課長・主幹	63	5.0%
7級	部次長・参事	27	2.1%
8級	部長・理事	17	1.3%

(注) 1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

2 職員数は、会計年度任用職員を除いた職員数です。



(4) 職員手当の状況

ア 期末・勤勉手当、退職手当（令和5年4月1日現在）

区分	郡山市			
	支給率	期末	勤勉	計
期末・勤勉手当	6月期	1.2月分	0.975月分	2.175月分
	12月期	1.2月分	0.975月分	2.175月分
	計	2.4月分	1.95月分	4.35月分
	職制上の段階職務の等級による加算措置	有		
		国		
	支給率	期末	勤勉	計
	6月期	1.2月分	1月分	2.2月分
	12月期	1.2月分	1月分	2.2月分
	計	2.4月分	2月分	4.4月分
	職制上の段階職務の等級による加算措置	有		
退職手当	支給率	自己都合		勤奨・定年
	勤続20年	19.6695月分		24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分		33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分		47.709月分
	最高限度	47.709月分		47.709月分

(注) 期末・勤勉手当の支給率は一般の職員の場合の支給率です。

イ 特殊勤務手当

区分	郡山市	上下水道事業
支給実績（令和4年度決算）	30,670千円	1,122千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	79,662円	35,077円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）	18.8%	20.9%
手当の種類（手当数）	20種類	10種類

（注）1 手当の種類は令和4年4月1日現在のものです。

2 郡山市の決算額は、公営企業会計を除くすべての会計の合計額です。

3 支給実績には、会計年度任用職員を含む支給実績です。

参考（郡山市）（令和4年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務職員及び税外収入徴収事務従事職員の手当	税務部に勤務する職員（給料の特別調整額を受ける職員を除く。）	市税の賦課徴収事務	月額 6,000円
	国民健康保険課に勤務する職員（給料の特別調整額を受ける職員を除く。）	国民健康保険税の賦課事務	月額 2,000円
	国保税収納課に勤務する職員（給料の特別調整額を受ける職員を除く。）	国民健康保険税の徴収事務	月額 6,000円
	市長が定める所属に勤務する職員で右記業務に従事した職員	庁外における市税等及び税外収入の徴収事務	日額 250円
	市税等及び税外収入の滞納処分に従事した職員	動産差押の滞納処分事務	1件 300円
医学研究業務従事職員の手当	保健所に勤務する医師	医学調査研究業務	月額 80,000円
公害調査業務従事職員の手当	環境保全センター又は保健所に勤務し右記業務に従事した職員	公害調査業務	日額 350円
有害薬物取扱業務従事職員の手当	薬剤師で右記業務に従事した職員	有害薬物取扱業務	日額 390円
有害薬品使用業務従事職員の手当	保健所に勤務し右記業務に従事した職員	有害なガス発生を伴う化学検査等の業務	日額 290円
保健訪問指導業務等従事職員の手当	右記業務に従事した職員	精神障害者の訪問調査及び指導等業務	日額 340円
	右記業務に従事した職員	結核患者の訪問指導等業務	
感染症予防作業等従事職員の手当	右記業務に従事した職員	感染症患者の救護又は感染症の病原体が付着した物件等の処理作業の業務（新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業）	300円 （患者の身体に接触する場合等4,000円、その他の場合3,000円） 日額
	保健所及び食肉衛生検査所に勤務する職員で右記業務に従事した職員	病理試験又は細菌検査の業務	日額 600円
	獣医師で右記業務に従事した職員	狂犬病予防の業務	日額 800円
	右記業務に従事した職員	家畜等の伝染病防疫作業で市長が定める業務	日額 300円
	右記業務に従事した職員	野犬の捕獲業務	月額 7,500円
休日・夜間急病センター勤務職員の手当	休日・夜間急病センターに勤務する職員で夜間の看護業務に従事する職員	休日・夜間急病センターにおける変則勤務	月額 16,500円
	昼間の看護業務に従事する職員		月額 14,500円
	夜間の事務業務に従事する職員		月額 12,500円

	昼間の事務業務に従事する職員		月額	10,500円
食肉衛生検査所勤務職員の手当	食肉衛生検査所に勤務する職員	食肉衛生検査所業務全般	月額	6,000円
	右記業務に従事した職員	と畜の解体検査業務	日額	1,200円
不快業務従事職員の手当	右記業務を主たる業務とする職員	ごみの搬出指導及び不法投棄の監視の業務	月額	3,000円
	右記業務に従事した職員	犬、猫等の死体処理業務	1件	250円
	クリーンセンター及び埋立処分場に勤務する職員	ごみ処理及びごみ埋立処分の業務	月額	8,500円
火葬場勤務職員の手当	東山悠苑に勤務する職員	火葬の業務	月額	13,500円
危険物貯蔵施設等検査業務従事職員の手当	右記業務に従事した職員	し尿処理施設若しくはごみ処理施設又は産業廃棄物の検査業務	日額	300円
有機燐製剤等の散布作業従事職員の手当	右記業務に従事した職員	農作物の病害虫駆除又はそ族昆虫駆除のための有機燐製剤等の調査、散布及びこれらの実施指導の業務	日額	100円
特殊車両又は大型車両運転作業従事職員の手当	右記業務に従事した職員	グレーダ、ロードスイーパー若しくはタイヤドーザ又は大型自動車の運転業務	日額	300円
道路作業従事職員の手当	道路維持課に勤務し右記業務に従事した職員	道路の維持修繕業務	月額	3,000円
高所作業等従事職員の手当	右記業務に従事した職員	地上10メートル以上の足場の不安定な箇所での作業又は検査業務	日額	180円
建築主事の手当	建築主事の資格を有する職員	建築主事の業務	月額	2,500円
社会福祉職員の手当	社会福祉法第15条第1項第1号若しくは第2号に掲げる職員及び市長がこれらに準ずると認めた職員並びに身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司のうち右記業務に従事した職員	生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法又は知的障害者福祉法に規定する業務	月額	7,600円
行旅死亡人等取扱業務従事職員の手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人の取扱業務	1件	5,000円
	右記業務に従事した職員	行旅病人の救護業務	1件	1,000円
用地等交渉業務従事職員の手当	右記業務に従事した職員	庁外において市長が定める土地の取得等交渉業務	日額	300円

参考（上下水道事業）（令和4年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
停水処分手当	お客様サービス課に勤務する職員	停水処分業務	1件	250円
滞納整理手当	お客様サービス課に勤務する職員	滞納整理業務	日額	250円
特殊作業手当	お客様サービス課に勤務する職員	汚水・汚物を処理して行うメータ調査業務等	月額	1,000円
	浄水課に勤務する職員	沈殿池等の清掃業務	日額	250円
	浄水課に勤務する職員	取水のための凍結解氷業務	日額	250円
	浄水課に勤務する職員	胴長等を着用しての除塵業務	日額	250円
危険手当	浄水課に勤務する職員	ポンプ場高圧電気設備のブラシ交換等業務	日額	150円
	水道施設課に勤務する職員	車道における仕切弁等操作業務	日額	150円
	浄水課に勤務する職員	毒物及び劇物を使用しての水質検査業務	日額	150円
出動手当	水道施設課に勤務する職員	帰宅後出勤を命ぜられたときの管洗浄等業務	日額	250円
用地交渉手当	水道施設課に勤務する職員	土地取得のための契約交渉業務	日額	300円
不快業務従事職員の手当	右記業務に従事した職員	犬、猫等の死体処理業務	1件	250円

	お客様サービス課に勤務する職員	浄化槽の立入検査業務	日額 300 円
	右記業務に従事した職員	下水道の清掃業務	日額 300 円
	お客様サービス課に勤務する職員	水洗便所取付検査業務	1 件 50 円
下水道管理センター及び 湖南浄化センター勤務職 員の手当	下水道管理センター及び湖南浄化センターに勤務する職員で技術職員（所長を除く。）	下水道の浄化処理業務	月額 6,000 円
	その他の職員		月額 5,000 円
深所作業等従事職員の手 当	右記業務に従事した職員	水面下 4メートル以上の箇所での作業又は検査の業務・地表下 4メートル以上の箇所防毒マスク等を使用して行う作業又は検査の業務	日額 180 円
感染症予防作業等従事職 員の手当	右記業務に従事した職員	新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業	日額 3,000 円

ウ 時間外勤務手当

支給実績（令和 4 年度決算）	628,005 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度決算）	385 千円
支給実績（令和 3 年度決算）	634,810 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 3 年度決算）	393 千円

（注） 1 決算額は、公営企業会計を除く全ての会計の合計額です。

2 支給実績は、会計年度任用職員を含む支給実績です。

エ その他の手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	
扶養手当	配偶者以外の扶養親族（子）	10,000 円
	配偶者又は配偶者以外の扶養親族（子以外）	6,500 円（部長、理事職にあっては 3,500 円）
	満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度までの子	1 人につき、5,000 円を加算
住居手当	借家・借間	100 円～28,000 円
通勤手当	交通機関利用者	運賃相当額ただし 50,000 円を超えた部分は 1/2
	交通用具利用者	通勤距離 2 km～40 km
		40 kmを超える場合
管理職手当	管理・監督の地位にある職員（課長補佐相当職以上）に支給	49,300 円～96,500 円
給料の調整額	職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比べて著しく特殊な職に対し、その特殊性に基づき、給料月額について適正な調整額を定める。（保育所に勤務する職員）	9,000 円

(5) 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給料・報酬の月額	期末手当	
給 料	市長	1,057,000 円	6 月期	1.625 月分
	副市長	888,000 円	12 月期 計	1.625 月分 3.25 月
報 酬	議長	685,000 円	6 月期	1.625 月分
	副議長	638,000 円	12 月期	1.625 月分
	議員	600,000 円	計	3.25 月
退 職 手 当	市長	給料月額×在職月数×42.4/100		
	副市長	給料月額×在職月数×30.5/100		

(6) 会計年度任用職員の給料の状況（令和5年4月1日現在）

職の区分	初任給	上限
事務補助（簡易）	行1級1号給 153,300 円	行1級1号給 153,300 円
事務補助	行1級1号給 153,300 円	行1級9号給 162,400 円
宿日直（熱海温泉事業所）	行1級8号給 161,300 円	行1級8号給 161,300 円
宿日直	行1級9号給 162,400 円	行1級9号給 162,400 円
事務職、筆耕、教育支援専門相談員、学校生活支援員、 特別支援教育補助員	行1級9号給 162,400 円	行1級29号給 196,100 円
看護師、准看護師、栄養士、手話通訳士、消費生活専門相談員、放射線技師、 歯科衛生士、保育士、相談支援専門員、臨床検査技師、介護福祉士	行1級13号給 167,700 円	行1級33号給 202,600 円
保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士	行1級17号給 173,200 円	行1級37号給 208,000 円
社会教育指導員	行1級23号給 184,300 円	行1級23号給 184,300 円
介護認定調査員	行1級23号給 184,300 円	行1級43号給 215,600 円
施設長、放課後児童クラブ相談員、JETプログラムコーディネーター	行1級29号給 196,100 円	行1級29号給 196,100 円
地域おこし協力隊	行1級33号給 202,600 円	行1級33号給 202,600 円
教科専門員、複式学級補助員	行1級35号給 205,500 円	行1級35号給 205,500 円
学校教育アドバイザー、学校教育推進員	行1級41号給 213,100 円	行1級41号給 213,100 円
獣医師	行1級42号給 214,300 円	行1級70号給 239,900 円
主任介護支援専門員	行1級43号給 215,600 円	行1級63号給 235,100 円
暴力団・不当要求対応専門員、生活安全員	行1級52号給 226,100 円	行1級52号給 226,100 円
防災危機専門官	行1級93号給 253,300 円	行1級93号給 253,300 円
技能労務職（作業補助）	技13号給 151,100 円	技21号給 160,400 円
技能労務職	技21号給 160,400 円	技41号給 191,700 円

- (注) 1 行：郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に規定する給料表
2 技：郡山市会計年度技能労務職員の給与に関する規則に規定する給料表
3 一定の経験月数を有する会計年度任用職員については、初任給欄に定める号給よりも上位の号給とする。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間に関する事項

職員の勤務時間については、「郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等によって定められています。

職員の勤務時間は、原則として1週間当たり38時間45分となっています。

なお、職務の特殊性や勤務公署の特殊の必要により、上記勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間については、特別の定めをしています。

休暇に関する事項

ア 年次有給休暇について（令和5年4月1日現在）

1の年度において20日の範囲内で付与され、20日を限度に翌年度に繰り越すことができます。

採用の月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年次有給休暇の日数	5	3	2	20	18	17	15	13	12	10	8	7

◆ 一般職員の年次有給休暇の使用状況（各年4月1日～3月31日※令和3年度のみ1月1日～12月31日）

	令和4年度	令和3年度	増減
平均取得日数	11.3日	10.3日	1.0日
取得率	25.4%	26.4%	

（注）一般職員（会計年度任用職員を除く。）の実績です。

イ 特別休暇について

選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合、それぞれの事由に応じて与えられる休暇です。

◆ 特別休暇の種類（令和5年4月1日現在）

事 由	休暇の期間
産前・産後休暇	産前8週間（多胎妊娠の場合14週）、産後8週間
男性・祖父母の出産補助休暇	3日以内
男性・祖父母の育児参加休暇	5日以内
感染症予防法による交通遮断又は隔離を事由とする休暇	その都度必要とする期間
風水震災火災その他の非常災害による交通の遮断を事由とする休暇	その都度必要とする期間
風水震災火災その他の非常災害による職員の住居等の滅失を事由とする休暇	1週間を超えない範囲内で、その都度必要とする期間
交通機関の事故等の不可抗力の事由による休暇	その都度必要とする時間

災害等により退勤途上における身体の危険回避を事由とする休暇	その都度必要とする時間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭するための休暇	その都度必要とする期間
選挙権その他公民としての権利を行使するための休暇	その都度必要とする時間
妊娠障害休暇	14 日以内
生理休暇	その必要な日数
育児時間（生後 1 年 3 月未満）	1 日 2 回各 45 分以内
子育て休暇 （満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）	7 日以内（対象となる子 2 人以上 10 日以内）
短期介護休暇	5 日以内（要介護者 2 人以上 10 日以内）
結婚休暇	7 日以内
父母、配偶者及び子の祭日	1 日
忌引休暇	親族の区分により 1 日から 10 日の範囲内
夏季休暇	毎年 5 月 1 日から 10 月 31 日の期間内において 5 日以内
骨髄移植若しくは末しょう血幹細胞移植のための登録又は骨髄液若しくは末しょう血幹細胞の提供に係る休暇	必要と認める時間又は期間
ボランティア休暇	5 日以内
出生サポート休暇	5 日以内（体外受精及び顕微授精に係る場合は 10 日以内）

ウ 介護休暇について

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護を目的で取得する休暇で、取得可能な期間は、介護を必要とする事由が継続する状態で、通算 6 月の期間内（分割 3 回以下）において必要と認められる期間とされます。

なお、介護休暇により勤務しない期間については、条例の定めにより給与が減額されます。

令和 4 年度・・・取得者 2 名（会計年度任用職員を含む。）

エ 介護時間について

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護を目的で取得する休暇で、取得可能な期間は、介護を必要とする事由が継続する状態で、連続する 3 年の期間内において 1 日につき 2 時間以内で必要と認められる期間とされます。

なお、介護時間により勤務しない期間については、条例の定めにより給与が減額されます。

令和 4 年度・・・取得者 1 名（会計年度任用職員を含む。）

5 職員の休業に関する状況

◆ 育児休業等の取得状況について（会計年度任用職員を除く。）

令和4年度	男性	女性
子が出生した職員数	28	32
育児休業を取得した職員数	12	32
育児休業（新規）取得率	42.9%	100%

※令和4年度勤務条件等に関する調査より（総務省調査）

期 間	令和4年度	令和3年度	増減
6月以下	12	8	4
6月超え1年以下	20	11	9
1年超え1年6月以下	5	9	▲4
1年6月超え2年以下	4	2	2
2年超え2年6月以下	1	3	▲2
2年6月超え	2	2	0
計	44	35	9

（注）各年度内（4月1日～3月31日）における新規取得者のみの実績です。

◆ 育児休業等の取得状況（会計年度任用職員のみ）

	令和4年度	令和3年度	増減
会計年度任用職員	19	21	▲2

（注）各年度内（4月1日～3月31日）における新規取得者の実績です。

◆ その他の休業の状況

	男性	女性	合計
育児部分休業	1	13	14
自己啓発等休業	-	1	1
修学部分休業	-	-	-
配偶者同行休業	-	2	2

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務能率を維持するため、一定の事由がある職員に、その意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。

(単位：人)

処分事由	処分の種類	休 職	降 給	降 任	免 職	合 計
勤務実績が良くない場合				0	0	0
心身の故障の場合		43		0	0	43
職に必要な適格性を欠く場合				0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合				0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合		0				0
条例に定める事由による場合		0	0			0
合 計		43	0	0	0	43

(注) 総務省分限処分者数、懲戒処分者数及び刑事処分者数等に関する調における職員数を記載しています。(会計年度任用職員(パートタイムを含む。)、臨時的任用職員、再任用(短時間)職員、任期付(短時間)職員)を含む。

(注) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの集計です。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持するための処分のことです。

(単位：人)

処分の具体的事由	処分の種類	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
一般服務違反関係	a	1	0	0	0	1
一般非行等関係	b	0	0	1	1	2
道 路 交 通 法 違 反	職務遂行中	c	0	0	0	0
	その他	d	1	2	0	0
	計(c+d)	e	1	2	0	0
監督責任	f	0	0	0	0	0
合 計 (a+b+e+f)		2	2	1	1	6

(注) 総務省分限処分者数、懲戒処分者数及び刑事処分者数等に関する調における職員数を記載しています。(会計年度任用職員(パートタイムを含む。)、臨時的任用職員、再任用(短時間)職員、任期付(短時間)職員)を含む。

(注) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの集計です。

7 職員のサービスの状況

(1) サービスの根本基準

サービスとは、職務を遂行するに当たって職員が守るべき義務ないし規律であり、地方公務員法において第30条から第38条までに規定されています。

憲法第15条第2項では、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定しており、これを受けて地方公務員法第30条では、地方公務員のサービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、勤務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定めています。

ア 職務専念義務免除の状況

職員には、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、勤務する地方公共団体が行うべき職務にのみ従事しなければならないという「職務専念義務」が課されています。職務専念義務には、法律又は条例に規定がある場合に免除されることとなっており、職員団体等との適法な交渉へ参加する場合、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合等が免除の対象となっています。

イ 営利企業等従事許可の状況

職員は、全体の奉仕者であり、職務専念義務を負うことから、任命権者の許可がある場合を除いては、営利を目的とする私企業等への従事は禁止されています。任命権者は、次の許可基準に合致する場合に限り営利企業への従事等を許可することができます。

<許可基準>

- 1 職務に専念することに支障を来たすおそれがない場合
- 2 職員の職と特別な利害関係を生じ、公正な職務の執行に支障を来たすおそれがない場合
- 3 職員の職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となる恐れがある場合
- 4 その他職務の遂行に支障を来たす恐れがないこと

◆ 営利企業従事許可の状況（令和4年度）

営利企業従事等の許可件数 25件（会計年度任用職員を含む。）

(2) サービス規律の確保

市民の期待に応え得る職員となるためには、市民に奉仕する立場を忘れず、公益の実現に努め、公正に職務を遂行することが重要です。

本市では、職員一人ひとりが常にサービス上の規律を遵守し、公務の信用を高めるため、自己を律するとともに機会をとらえて、サービス規律の確保に関する通達（依命通達）を全職員に対して行っています。

◆ 令和4年度における服務通達（11件）

発出日	件名
令和4年4月8日	服務規律の確保について（通知）
令和4年4月18日	会計年度任用職員等への通知等の周知徹底について
令和4年6月3日	職員の接遇について（通知）
令和4年6月3日	参議院議員通常選挙における服務規律の確保について（依命通達）
令和4年7月12日	綱紀の粛正について（依命通達）
令和4年8月3日	綱紀の粛正について（依命通達）
令和4年10月11日	知事選及び県議選における服務規律の確保について（依命通達）
令和4年10月21日	事務の引継ぎ及び事務引継書の文書保存等の取扱いについて（通知）
令和4年11月24日	綱紀の粛正について（依命通達）
令和5年1月6日	服務規律の確保等について（通知）
令和5年1月30日	綱紀の粛正について（依命通達）

8 職員の退職管理の状況

(1) 再就職者による依頼など（働きかけ）の規制

地方公務員法第 38 条の 2 の規定により、営利企業等に再就職した元職員は、離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対し、在職時の職務に関して一定の影響力を有することを背景に、離職後 2 年間、職務上の行為（契約、許認可等）をするように又はしないように依頼・要求してはならないとされています。

職員は、再就職者による依頼等があった場合、法第 38 条の 2 第 7 項の規定に基づき遅滞なく公平委員会にその旨を届け出なければなりません。

また、依頼等の内容がガスや電気の供給に関する契約など職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合は、同条第 6 項第 6 号の規定に基づき、再就職者は事前に任命権者の承認を受けなければなりません。

◆ 届出・申請件数(令和 4 年度)

再就職者から依頼などを受けた場合の届出	該当なし
再就職者による依頼などの承認申請	該当なし

(2) 退職管理の適正を確保するための措置として、在職時に課長以上の職に在職したことのあ
る元職員が、退職後 2 年間、営利企業等に就職した場合は、退職時の任命権者に再就職状況
を届け出ることを義務付けています。

◆再就職情報の届出・公表(退職年度：令和 4 年度)

再就職先	市長部局等	教育委員会	上下水道局
営利企業	1	0	1
公益財団法人等	7	2	0
上記以外	0	0	0

9 職員の研修の状況

(1) 職員の研修に関する事項

ア 階層別研修

採用後、一定の期間が経過した時点又は昇任時に、自治体職員として必要な知識や技能を修得するため、職員に受講を義務付けている研修です。

イ 専門研修

業務を行う上で必要とされる知識や技能を修得や、自治体職員としてさらなる資質向上を図るために、個別に受講する研修です。

ウ 派遣研修

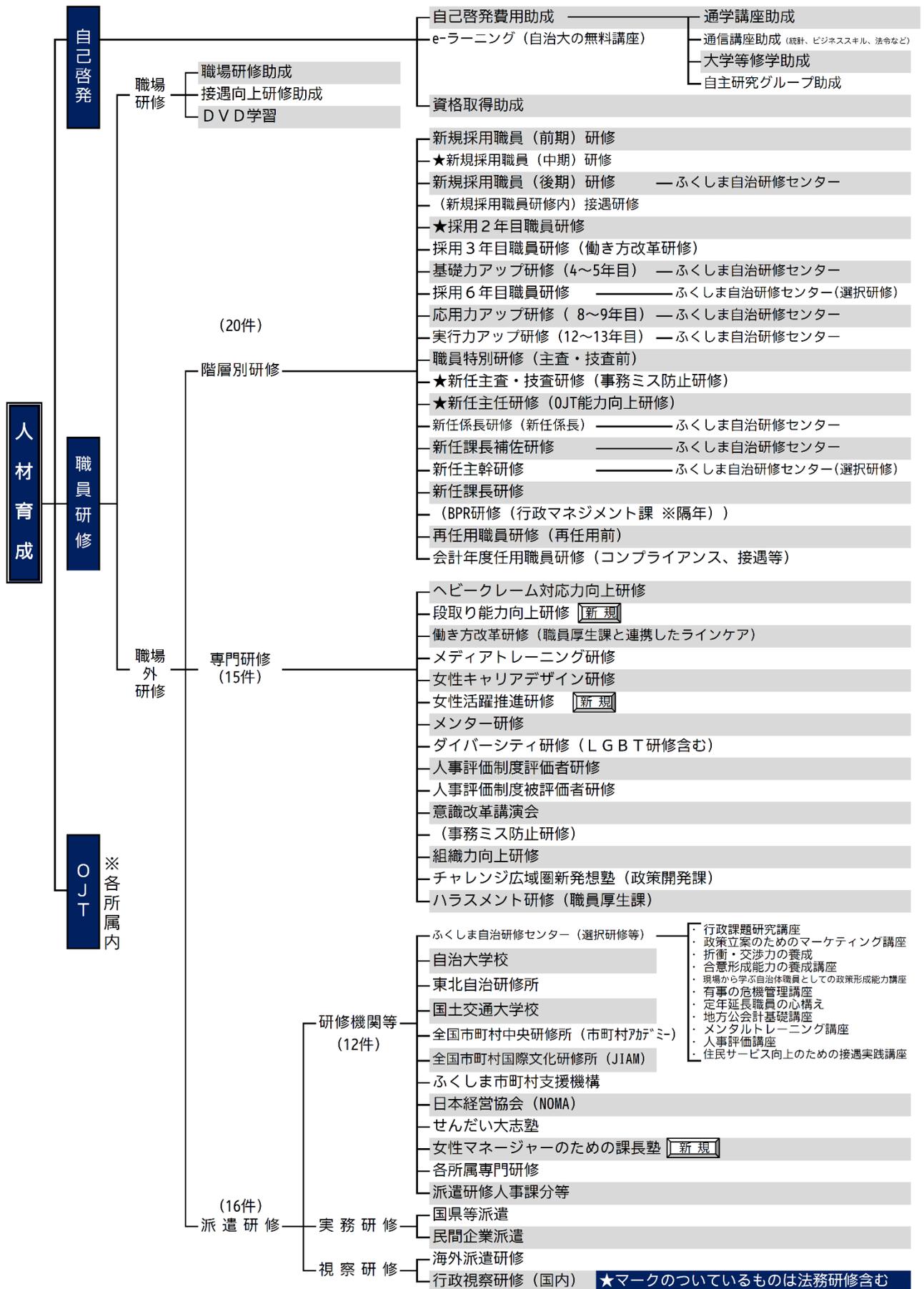
自治体職員として高度な知識や技能を修得することを目的とし、各種外部研修機関や先進都市へ職員を派遣する研修です。

◆ 令和4年度における職員研修の実績

研修区分		受講者数
階層別研修	庁内研修	929
	ふくしま自治研修センター	383
	計	1,312
専門研修	庁内研修	10,434
派遣研修	ふくしま自治研修センター	2
	研修機関等	31
	行政視察研修	16
	計	49
合 計		11,794

(注) 受講者数は、会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員を含む。）を含む延べ人数です。

◆ 令和4年度研修体系



10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

○安全衛生管理体制

郡山市職員安全衛生委員会を設置し、職員の安全衛生管理事業計画の実践に努めています。

・衛生管理面として

- ア 各種健康診断（人間ドック含む）の実施及び事後指導
- イ 長時間勤務職員への医師による面接指導
- ウ ストレスチェックの実施
- エ メンタルヘルス研修会及びカウンセリングの実施
- オ ハラスメント対策の実施
- カ 健康相談
- キ 安全衛生だよりの発行
- ク 全国労働衛生週間の啓発活動
- ケ 受動喫煙防止対策
- コ 新型コロナウイルス感染症予防対策

・安全管理面として

- ア 全国安全週間の啓発活動
- イ 年末年始無災害運動の啓発活動
- ウ 職場の安全衛生管理状況の現地調査・指導のための職場巡回等の実施

○郡山市職員互助会の事業

職員の福利厚生や健康増進に資する各種事業（選択式福利厚生事業、健康衛生事業等）を実施しています。

なお、事業の運営においては、その内容や性質により職員の会費事業と市の補助金事業とに費用を区分しています。

(2) 公務（通勤）災害補償地方公務員が公務上の災害や通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、地方公務員やその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。常勤職員の災害認定及び補償については、地方公務員災害補償基金福島県支部が、非常勤職員の災害認定及び補償は、郡山市が実施しています。

・令和4年度 公務（通勤）災害認定件数

- ア 公務災害 17件
- イ 通勤災害 5件

会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員を含む。）を含む。

11 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和4年度）

ア 係属事案・・・なし

イ 完結事案・・・なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和4年度）

ア 係属事案・・・なし

イ 完結事案・・・なし